

## 「ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会」アンケート結果（論点概要）

整理区分		回答内容
ミドルオフィス (法令等)	アウトソース	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託業者への監督を充実することで、委託先である金融商品取引業者に対する監督責任（特に結果責任）の要件を緩和することを望む。</li> </ul>
	重大な約款変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用会社のガバナンス機能を充実させる環境を整える（原則的に受益者の利益になると判断した場合には、書面決議等を行わなくても重大な約款変更や繰上償還を可能とするような制度の整備を望む。）</li> </ul>
ミドルオフィス (各種団体等の 諸規則等)	目論見書	<ul style="list-style-type: none"> <li>交付目論見書の一部フォーマット・データの統一（投資リスクの中の「年間騰落率・基準価額の推移」「代表的な資産クラスの騰落率との比較」）</li> </ul>
	検索ライブラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>投信総合検索ライブラリーへの積立シミュレーション機能の追加</li> </ul>
ミドルオフィス (実務慣行・ 事務システム等)	標準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミドル、バックの業務処理を業界標準化することでシステムの標準化等を実現しやすい環境を整える（資産評価、決済照合システムに乗らないアセットの約定連絡・照合についての標準化とSTP化、外国株式のコーポレートアクション）</li> <li>ミドル・バックオフィス BPO 業務のビジネスプラットフォームの標準化（プロセスの共通化）</li> </ul>
	共通プラットフォームの創設	<ul style="list-style-type: none"> <li>業界共通のプラットフォームの下で外部委託業務を請け負う有力な業者が複数存在することを望む。</li> <li>ミドル・バックオフィスにおける業界プラットフォーム等の整備</li> <li>「受託会社への基準価額計算の一元化」のために、基準価額計算のために使うデータ（約定・時価・権配など）に対する「共通プラットフォーム」による妥当性チェックのプロセスの確立。その場合、基準価額算出のプロセスには「共通プラットフォームによるデータ・クレンジング・プロセス」が加わり、データクレンジング後のデータを使って基準価額計算を行なう。</li> <li>ミドル・バックオフィス業務について共通プラットフォームの構築（ミドル・バック業務の関係者間のデータネットワークについて共通のシステムインフラを整備）</li> <li>資産運用業への新規参入促進を目的としたプラットフォームの構築</li> </ul>
	アウトソース	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部委託業務に関する業界内の仕様を共通化することを望む。</li> <li>アウトソースの推進による効率化を図る（現状アウトソース対象としていない業務についてもアウトソース可能となるよう整理・検討を行い必要に応じて規制の見直しの提言を行う）</li> <li>ミドル・バックオフィスのアウトソース促進に向けた環境整備</li> </ul>

整理区分		回答内容
	組入資産に関する情報の開示及びその統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>ETF・他社設定投信の銘柄保有状況（銘柄コード、保有数量）・インデックス構成銘柄の発行体かを識別する区分を、統一したフォーマットで取得できる様、整備されることを要望します。（ルックスルーのため）</li> <li>各委託会社が自社の公募投信について統一されたフォーマットにポートフォリオの特性値（エクスポージャー）情報を入力し、会員会社等が参照できるようにする。（複数の投信を持つ顧客のポートフォリオに対して、統合的な計量分析を行うため）</li> </ul>
	目論見書の更新管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>目論見書の更新管理に必要な項目を決定し、各社共通のフォーマットで、データを販売会社に提供する。</li> <li>目論見書の有効期限管理（投信協会等による一元管理等）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資信託採用時の銘柄基本情報の授受・管理・入力作業の改善（業界共通フォーマット化、投信協会等による一元管理）</li> <li>投資信託の銘柄コードの共通化（システムベンダーの管理コードを協会コードに統一する等）</li> </ul>
バックオフィス（法令等）	シェアクラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>シェアクラス（種類受益権）の発行の認可</li> </ul>
バックオフィス（各種団体等の諸規則等）	シェアクラス	<ul style="list-style-type: none"> <li>シェアクラスの導入（シェアクラスに対応した投信計理の規則を制定する。）</li> </ul>
	分配可能額	<ul style="list-style-type: none"> <li>分配原資の定義をグローバルスタンダードにあわせる。現状は導管性が担保されていない。</li> <li>分配可能額の計算において、追加設定時や決算時における収益調整金及び分配準備積立金に関する計算式を改善して過剰な金額にならないようにする。</li> <li>ファンドの一口当たりの分配可能額は、そのファンドが一口当たりに稼いだインカム（過去のインカムで未分配分も含める）及びキャピタルゲイン（過去のキャピタルロスとゲインは相殺した上でゲインが残っている場合）の合計に一致するようにする。</li> <li>追加型株式投資信託の分配原資ルールを廃止し、外国籍投信と同じく原則自由とする</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用会社と販売会社間の統一ルール・フォームを共有、イベントの均質性・透明性を高める取組み（受益権の移管に関する業務（移管手続き自体の標準化も含む）、重大な約款変更手続きに関する業務、ファンド併合に係る業務、イレギュラー事案（基準価額相違、償還金償還後返金等）</li> </ul>
バックオフィス（実務慣行・	休日情報管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>ファンド休日管理に協会統一プラットフォームを導入し、フローを統一化、簡素化・約款・目論見書の電子化の一層の推進</li> </ul>

整理区分		回答内容
事務システム等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資信託の休場日情報の管理（業界共通フォーマット化、投信協会等による一元管理等）</li> <li>・「ファンド休業日」について、休業日設定、販売会社との連絡方法・書式の標準化及び共通化</li> </ul>
	任意報告書のフォーマット等の統一化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者に提供する、あるいは受益者から要請される帳票等（販売冊子や月次レポート等）のフォーマットや請求方法の統一化</li> <li>・バックオフィス業務の共通化（任意報告書の共通フォーマットでの作成）</li> </ul>
	突発的な休業事由が発生した場合のガイドライン制定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・突発的な休業事由が発生する場合の事務ガイドライン等を設定（受付可否の基準、受付不能の場合の販売会社への連絡時限、販売会社側の現実的なマンパワーを踏まえた顧客対応レベルの設定）</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約定連絡における SWIFT 使用による国際統一</li> <li>・為替決済における CLS の導入</li> <li>・設定・解約連携システム利用料の引き下げ</li> <li>・委託会社 - 販売会社間の事務ガイドラインの設定により事務取扱を標準化・共通化、保振機構と調整し、販売会社での初期受付段階～最終の残高振替完了までの一連のプロセスをカバーできるようなシステム改善を要望</li> <li>・販売会社からの「概算連絡」について、事務ガイドラインの設定により、事務取扱を標準化・共通化</li> </ul>
基準価額算定業務 (法令等)	マテリアリティ・ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準価額の過誤訂正に関するマテリアリティ・ポリシーの導入（過誤発生時の 50bp ルール等が法規制で整備され、業界統一的な対応となることを求める）</li> <li>・基準価額の誤謬に繋がる投信会社の任務懈怠に該当する行為を具体的に列挙・整理した上で、投信約款上で投信会社の賠償責任を任務懈怠の場合に限定することが投信法 21 条違反にはあたるかどうかを検討し、あたらないと整理された場合には、重大な約款変更手続きを要しないことを当局に確認の上、業界全体で同時期に約款変更を行う。</li> <li>・基準価額の過誤訂正に関するマテリアリティ・ポリシーの導入</li> <li>・「マテリアリティ・ポリシー」の明文化</li> <li>・基準過誤訂正にかかる、マテリアリティ・ポリシーの導入</li> </ul>
	二重計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「基準価額の算定義務を委託会社から受託会社にする法令諸規則等の手当てを行い、受託会社のみで算定を行う。」ことが考えられる。ただし、その場合であっても、プライシング・ポリシーや価格の適正性担保については、委</li> </ul>

整理区分		回答内容
		<p>託会社の関与が引き続き必要であり、基準価額の算定業務は受託会社では自己完結しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ARFP 参入によるプロセス増大・コスト増大を解決する方策として、受託銀行での基準価額算出一元化を実現できないか。</li> <li>・基準価額算出一元化において、委託会社以外が「公正価値の責任者」、すなわち算出責任者となるのであれば、投信法 11 条（特定資産の価格等の調査）の適用除外を規定すべき。</li> <li>・基準価額の 2 重計算等を含めた算出業務全般（運用報告書作成並びに投資信託財産に関する帳簿作成・保存義務等）を、委託会社ではなく、「受託会社に」一本化する</li> <li>・海外のファンドにおける基準価額監視等の動向等も踏まえ、正確性、効率性ある基準価額業務制度を進めること</li> </ul>
基準価額算定業務 （各種団体等の 諸規則等）	マテリアリティ・ ポリシー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会専門委員会が取り纏めていた「投資信託の基準価額に係る過誤訂正に関する指針（案）」のうち、過誤の「重大」「軽微」を峻別するベースとなる「一定水準」について、各社共通のマテリアリティ・ポリシーとなる業界統一の数値を策定してご提示いただくことを希望する。</li> <li>・投信協会は投信業界共通の「マテリアリティ・ポリシー」をファンドの属性ごとに策定し、実務を念頭に入れたアカウンタビリティのある内容とする。</li> <li>・業界統一のマテリアリティ・ポリシーの導入</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内投資資産の当日中の評価、計上を海外資産と同様に翌日に変更</li> <li>・基準価額算出の基礎となる協会ルール（外国投資勘定や収益分配金も含む）についての簡素化（受益者に不利益にならないことを前提として、1 口あたりの価値を正しく算出するための簡素化したルールの導入の可否を検討する。）</li> </ul>
基準価額算定業務 （実務慣行・ 事務システム等）	二重計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託会社は、正確な残高管理の為に計上を行い、期末における信託の計算書類を作成するに留め、日々の基準価額の算定義務までは負っていないことを明確化する。</li> <li>・NAV 計算を一元化し事務管理会社だけが行う。ただし受託会社が事務管理会社の機能を行うことを可能にする（特にファンドが会社型でなく信託型の形式をとり続ける場合）。</li> <li>・保有資産の時価を委託会社が提供するのではなく NAV 計算する主体が独自に取得・精査する。</li> <li>・委託会社は時価や NAV に関して合理的、妥当であるかのチェックを行う。</li> <li>・受託銀行と委託会社の双方での基準価額計算、照合を廃止する。</li> </ul>

整理区分		回答内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・二重計算を廃止し、受託会社による計算のみとしてほしい（受託会社が独自に時価を入手し、基準価額の計算を行ってほしい。）</li> <li>・諸外国のように、基準価額算定業務の一元化を望む。</li> <li>・シングルNAVの導入</li> <li>・論点整理を行うことにより、基準価額を照合するのではなく、他国で行っているように、投信委託会社との残高照合と一定のギャップを容認する時価額の照合プロセスを新たに構築することができれば、外資系信託が既存のシステムを使って受託銀行としての資産管理が可能になりビジネス参入しやすくなるのではないかと考える。</li> <li>・二つの照合プロセス（キャッシュ・証券残高を照合する。受託による独自の時価取材を行い投信委託会社の値付けに対する妥当性チェックを行う）を導入すること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準価額算出業務の効率化（STP 化の推進や、変動要素となる業務の定義とモニタリングファシリティ設置等の基準価額算出業務以外のものも含む全般的な業務）</li> <li>・関係各社との連絡手段の統一（設定解約、基準価額連絡処理）</li> <li>・全社共通情報のデータ提供（為替レート等）</li> <li>・計理プラットフォームの標準化（複数の顧客の計理処理を単一のシステムで行う）</li> </ul>
ARFP 制度の促進 (法令等)	税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーム国・ホスト国間の二重課税の排除について早期に参加国の税務当局で整理が必要。</li> <li>・ホスト国各国ごとの税金の取り扱い（分配金の税金）についても税の専門家や信託協会とも擦りあわせとフロー構築が必要。</li> <li>・ホスト国の投資家毎の課税ステータスの把握、CRS レポート、等について、個社で海外の販売会社と調整するのではなく、一定レベルについて当局間の合意ルールの整備が必要。</li> <li>・投信協会で、投資法人の税務の問題を整理していくべく、税務コンサルタントを雇用し、建設的な対話を国税と行っていくこと。</li> <li>・恒久的施設を有しない非居住者による国内投信への投資に係る税務負担について、直接投資や外国投資信託を通じた投資と比して、同等となるように変更する</li> </ul>

整理区分		回答内容
	投資法人制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジア圏で競争力をつけ、UCITs に比肩するファンドにするためには、契約型投信という形態に拘らず会社型の投資法人という形態でも参加可能としていく環境整備が必要。(オーストラリアでは従来、契約型が主流であったが輸出向けに会社型のファンドスキームも法的に整備しようとしている)</li> <li>・証券投資法人制度の活性化(法制面・税制面等の問題を解消、柔軟な運営費用負担の設定)</li> <li>・投資法人・会社型投信の整備をした上で、外資系信託銀行が入りやすい実務プラクティスを構成して、より複雑な運用商品やファンド基軸通貨の選択が広がるように期待する</li> <li>・有価証券へ投資する投資法人制度に関する法令等、諸規則等、実務慣行・事務システム等の改善</li> </ul>
	多通貨建てファンドの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多通貨建てファンドの提供も競争力としては欠かせない。</li> <li>・協力覚書(MOC)の施行に伴う国内での関連法整備に際し、ARFP を利用し海外輸出を行うことを目的とする既存ファンドの他通貨クラスの設置を認める。</li> </ul>
	ファンド輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外投資家向けの AML・KYC を整備する必要がある。日本では販売会社が行うが、海外の販売会社にこれを任せると大丈夫か確認が必要。</li> <li>・海外への国内投信の輸出に際しての販売会社の負荷(口座開設、受益者管理等)</li> <li>・本邦ファンド輸出の促進、資産運用業、本邦への資金集積等を目的に本邦の環境整備</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーム国とホスト国それぞれの法令規則を遵守する必要があるが国家間の代替コンプライアンスの導入があれば参加運用会社での過大な調査・費用負担が削減可能と思料(ホスト国当局との間の過大な質疑が発生しないよう、ホーム国当局に個別説明し受理されたものに関しての軽減措置が欲しい)</li> <li>・他のパスポートファンドとの相互認証制度の導入(UCITs、ASEAN CIS、中国香港のファンド相互認証)・月次報告書等も現地言語に翻訳する必要があるが、翻訳時間を考慮すると国内の日本用の月次報告書のリリースするタイミングより遅れることになる。これを許容できる制度としてほしい。</li> <li>・ディスクロージャー、法律事務所(他国へ登録する際に必要)等へ弁護士費用、翻訳費用等を払う必要があるが、費用負担について個社判断ではなく制度的にファンド費用として扱えるようにしてほしい。</li> <li>・ARFP に参入する運用会社・販売会社への政府・当局等による積極的なサポート・優遇措置</li> <li>・「独立した監視主体」や「履行状況の年次確認」の円滑な履行や推進のために、業界におけるガイドラインや自主規制等の策定、現行の受託者が保有するデータだけでは、対応出来ないことから、投信委託会社からのポートフ</li> </ul>

整理区分		回答内容
		オリオのリスク管理に関するデータ（投資銘柄属性、投資資産条件、取引相手との限度等の情報）の提供が必須
ARFP 制度の促進 (各種団体等の 諸規則等)	多通貨建てファンド の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホーム国・ホスト国共通で流通できるような外貨建て（例：米ドル建て）国内投資信託の組成環境の充実（計理規則・協会規則等の整備、基準価額計算のための勘定系システムの対応）</li> </ul>
	ファンド輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投信協会は輸出、日証協は輸入について制度・態勢を纏めるという役割で認識しているが、日証協の動向は投信協会に連携される必要がある。</li> <li>・当社は日証協に代行協会登録を行っており、輸入時のルール作りの議論にも参画しておきたい。</li> </ul>
その他 (法令等)	償還・併合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用効率を向上させるための投資信託の併合に関する法令等の改正</li> <li>・運用効率を向上させるための投資信託の償還に関する法令等の改正</li> </ul>
	ディスクロージャー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスクロージャー規制の整理。運用報告書、有報、月報その他法令所規則に定められたディスクロージャー作成義務を整理・統合する。</li> </ul>
	分別管理対象資金の 整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売会社（含む直販会社）への入金をもって買付代金と認識し、分別管理対象とする</li> </ul>
その他 (各種団体等の 諸規則等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・価格調査について NDF やバニラオプション等経済効果と評価額の因果関係が明確なデリバティブを対象から外す。</li> <li>・曖昧さの排除、削減（投資信託としての自己資本比率規制、分散投資規制等）</li> </ul>
その他 (実務慣行・ 事務システム等)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、円の証券/現金は国内受託銀行が管理しており、円以外の通貨の証券/現金がカストディアンに保管されている。他国のファンド（ケイマンやアイルランド等）では一般的に、一つのカストディアンに全通貨の証券/現金が保管されており、国内投信もそういった形になると、運営上、やりやすい。</li> <li>・インフラ業者がビジネスを目的にインフラ構築する際、陣地取り合戦をした結果、基本的なプラットフォームが複数存在してしまっている。真に基本的な機能は国家的、もしくは業界先駆的なプロジェクトとしてスタンダードを定めつつオプション的な機能においてインフラ業者を競走させるような発想が必要。喫緊の課題としては、<b>BIS 対応業務</b>（リスクアセット表）を想定。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ミドルオフィス業務」「バックオフィス業務」の定義・範囲等を明確にする（同床異夢を防ぐ）</li> </ul>